

幸 区 民 祭 補 助 金 交 付 要 綱

平成14年6月24日

幸 区 第 1 2 0 号

(目的)

第1条 この要綱は、幸区民祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、もって幸区民祭の運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、補助金とは実行委員会が運営する次の事業に対して、市長が交付するものをいう。

- (1) 区民祭の周知を図るために要する事業
- (2) 会場の設営、運営に要する事業
- (3) イベント実施に要する事業

(交付の申請)

第3条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及びその代表者氏名
- (2) 事業等の目的及び内容
- (3) 事業等の経費の配分及び使用方法、事業等の完了予定日その他事業等の遂行に係る計画
- (4) 交付を受けようとする事業の内容、各事業費及び補助金の額
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助決定及び決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を実行委員会に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助決定に当たり必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第5条 市長は、補助金を一括で概算払いにより交付するものとする。

(実績の報告)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は補助事業等の成果及び補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書を書面により市長に提出しなければならない。

2 実行委員会は、補助対象事業の収支計算により余剰金が生じた場合は、補助金との差額を返還するものとする。

(交付決定の取り消し)

第7条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の使用の内容が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団の活動を助長し、又は運営に資する恐れがあると認められるとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき、市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (5) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、実行委員会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第9条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業を完了する日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、実行委員会に対し、前項の書類の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、幸区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月7日から施行する。